

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、また、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では対応が困難な地域生活課題（※1）が生じています。

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

また、国でも、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性を示していることから、本市においても、行政と地域住民等（※2）が問題意識を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組をさらに進めていくため、今回、第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

※1 地域生活課題とは

社会福祉法第4条第2項において「福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題」と定義されています。

※2 地域住民等とは

社会福祉法第4条第1項において「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者」と定義されています。

【地域住民等の具体的な例】

- 地域住民
- 当事者団体
- 町会・自治会，在宅福祉委員会，地縁型組織等
- 一般企業，商店街等
- 民生委員・児童委員，保護司
- ボランティア，ボランティア団体
- 特定非営利活動法人（NPO），住民参加型在宅サービス団体等
- 農業協同組合，消費生活協同組合等
- 社会福祉法人，社会福祉協議会等
- 保健・医療・福祉の専門職等
- 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- その他諸団体

【北海道「地域福祉計画策定ガイドライン」より】

2 社会福祉法の改正について

国から示された社会福祉法（2018年（平成30年）4月1日施行）の改正の趣旨では，第4条第2項において，地域住民等は，地域に暮らす人々が抱えている地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し解決を図るよう特に留意することと記載されました。

また，市町村については，同法第6条第2項においてこれらの課題の解決を図ることを促進する施策，その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として，同法第106条の3第1項において

- ①地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ②地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて，包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され，地域の力と公的な支援体制とが相まって，地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされたところです。

3 地域福祉とは何か

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理するために行った「地域福祉に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）では、多くの住民が地域生活課題があると回答しています（P20-ウ参照）。

これらの課題を解決し、「地域共生社会」の実現をさらに進めるためには、まず私たち自身が地域社会の中で、つながりを持ちながら生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、課題の解決に向けた取組を継続して行うことです。

4 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本市では、地域福祉の理念の普及に努めるため、2004年度（平成16年度）に函館市地域福祉計画を策定し、2008年度（平成20年度）には第2次、2013年度（平成25年度）には第3次の計画を策定してきましたが、地域福祉のさらなる推進を図るため、本計画を策定しました。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています（P41～43参照）。

5 計画の期間

地域福祉の理念は、今後も変わることなく将来へつなげていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要となることから、計画期間は2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年とします。

なお、計画期間の中間年には、前期の関連施策の実施状況などを確認しながら、後期における施策の推進への参考とするために評価を行うこととし、評価にあたっては、社会情勢の変化やその他の状況を踏まえ総合的に判断するものとします。